

社会福祉法人 沖縄市社会福祉協議会
倫理、利益相反防止、情報開示及びコンプライアンスに関する規程

(前文)

本規程は、社会福祉法人 沖縄市社会福祉協議会（以下、本会という。）の、ガバナンス・コンプライアンス整備に向けて定め、本会のすべての評議員及び役職員がこれを遵守することにより、法人の信頼と適切な運営を確保することを目的とする。

第1章 倫理に関する規程

(基本的人権の尊重と法令等の遵守)

- 第1条 評議員及び役職員は、すべての人の基本的人権を尊重しなければならない。
- 2 評議員及び役職員は、法令並びに社会規範等遵守のもと、公共的使命と社会的責任を自覚し業務運営に取り組まなければならない。
 - 3 評議員及び役職員は、反社会的勢力との取引は一切行ってはならない。
 - 4 評議員及び役職員は、不正若しくは不適切な行為又はそのおそれがある行為を認めただ場合には、躊躇することなく各規定に則り対応しなければならない。
 - 5 評議員及び役職員は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下、「休眠預金活用法」という。）第17条第3項で規定されている宗教団体、政党、特定の公職の候補者、暴力団等に休眠預金等交付金に係る資金が活用されることのないように、細心の注意を払わなければならない。

(私的利益追求の禁止)

- 第2条 評議員及び役職員は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を自己又は第三者の私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

第2章 利益相反防止に関する規程

(利益相反の防止及び開示)

- 第3条 役職員は、その職務の執行に際し、本会との利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示し、その他本会が定める所定の手続きに従わなければならない。

- 2 本会は、利益相反防止のため、役職員に対して定期的に「利益相反に該当する事項」について自己申告させるとともにその内容を確認し、必要な是正措置を講じなければならない。

(特別の利益を与える行為の禁止)

第4条 役職員は、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄付その他の特別の利益を与える行為を行ってはならない。

(自己申告)

第5条 役職員は、名目又は形態の如何を問わず、その就任後、新たにこの法人以外の団体等の役職を兼ね、又はその業務に従事すること（以下「兼職等」という。）となる場合には、事前に事務局長に書面で申告するものとする。

- 2 前項に規定する場合のほか、本会と役職員との利益が相反する可能性がある場合に関しても前項と同様とする。

- 3 役職員は、原則として、次に掲げる行為を行ってはならず、やむを得ない理由によりかかる行為を行う場合には、事前に事務局長に書面で申告するものとする。

(1) 本会が、休眠預金等交付金（休眠預金活用法第8条に定める休眠預金等交付金をいう。以下同じ。）に係る助成金を受ける場合、その助成金の支給に関わる団体（以下「助成金関係団体」という。）又はこれになり得る団体の役職員又はこれに準ずるものに就くこと。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。

(2) 資金分配団体又はその役職員又はこれに準ずるもの対し、物品又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとして提供される場合を含む。）をすること。ただし、この法人又は役職員の負担の有無にかかわらず、資金分配団体又はその役職員又はこれに準ずるもの対し、物品若しくは不動産を購入若しくは貸与をさせた場合又は役務を提供した場合において、それらの対価が無償又は著しく低いときは、相当な対価の額の金銭の贈与をしたものとみなす。

(3) 資金分配団体又はその役職員又はこれに準ずるもの対し、金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けは、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を行うこと。

(申告後の対応)

第6条 前条の規定に基づく申告を受けた事務局長は、総務係と連携して申告内容の確認をした上で、申告を行った者が理事である場合には会長と、監事である場合には他の監事とそれぞれ協議の上、必要に応じ、速やかに当該申告を行った者に対して、本会との利益相反状況の防止又は適正化のために必要な措置を求めるものとする。

第3章 情報開示に関する規程

(情報開示及び説明責任)

第7条 本会は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的な開示を通して社会への説明責任を果たし、寄附者をはじめとして市民の理解と信頼の向上に努めなければならない。

2 以下の情報公開の対象とし、本会の業務時間内に当該書面の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がない限り、請求を拒んではならない。

- ①事業報告書
- ②計算書類（貸借対照表、事業活動計算書、資金収支計算書）
- ③上記の附属明細書）
- ④監査報告
- ⑤財産目録
- ⑥役員等名簿
- ⑦現況報告書
- ⑧社会福祉充実残額算定シート
- ⑨役員（理事、監事）及び評議員に対する報酬等の支給基準を記載した書類
- ⑩理事、監事及び評議員の区分ごとの報酬総額
- ⑪定款
- ⑫事業計画書
- ⑬理事会及び評議員会議事録

(非開示情報)

第8条 本会は、閲覧等の請求を受けた場合に、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合は非開示とするものとする。

- (1) 法令及び条例の定めるところにより、公にすることができないと認められる情報。
- (2) 個人に関する情報で、特定の個人を識別することができる情報、また特定の個

人を識別することはできないが、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがある情報。

(3) 公にすることにより、人の生命、身体、財産または社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがある情報。

(4) 本会の内部または本会と他団体との間における審議、検討または協議に関する情報であって、公にすることにより、意見交換または意思決定、特定の者に利益を与えまたは不利益を及ぼすおそれがある情報。

(5) 本会が行う業務または事業に関する情報であって、次に掲げるもの。

- ① 業務または事業の性質上、適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。
- ② 調査または検査あるいは試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあるもの、また、違法または不当な行為を容易にし、その発見を困難にするおそれがあるもの。
- ③ 会議に係る資料、議決事項、会議録等の情報であって、公開することにより、会議の公正または適正な議事運営が著しく損なわれるおそれがあるもの。
- ④ 契約、交渉または争訟に係る事務に関し、本会の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害し、もしくは特定の者に不当な利益または不利益を生じさせるおそれがあるもの。
- ⑤ 公にすることにより、本会の適正な人事管理の確保に支障を及ぼすおそれがあるもの。
- ⑥ その他、会長が特に認めたもの。

第4章 コンプライアンスに関する規程

(定義)

第9条 本規程におけるコンプライアンスとは、役職員が業務遂行において、法令、定款、諸規程及び内規等の文書化されたルール等、並びに社会的良識や法人倫理を遵守することをいう。

(会長の責務と推進体制)

第10条 会長は、コンプライアンスへの取り組みを経営の基本方針とし、コンプライアンス推進体制の整備及び維持向上に努めなければならない。

- 2 会長を、コンプライアンスの推進について最終責任を負う者とし、事務局長がコンプライアンス推進の役割を担う。
3. 本規程の運営統括係は総務係とする。
4. 本規程の管理のため、会長を委員長とし、事務局長、運営統括係及び複数の外部有識者を委員として構成したコンプライアンス委員会を設置し次の事項を遂行する。

- (1) コンプライアンス施策の検討及び実施
- (2) コンプライアンス施策の実施状況のモニタリング
- (3) コンプライアンス違反事件について原因の究明に向けた分析及び検討
- (4) コンプライアンス違反の関係者の厳格な処分の検討及び再発防止策の策
- (5) 原因の究明に向けた分析及び検討の結果並びに処分及び再発防止策の公表
- (6) その他コンプライアンス担当理事が指示した事項

(役職員の責務と推進体制)

第11条 役職員は、法令等を誠実に遵守することはもとより、コンプライアンスの重要性を深く認識し、社会的良識や法人倫理に基づいて業務を遂行しなければならない。

- 2 役職員は、売買、請負、委託先等の契約を行なうときは、契約の相手方が法令及び契約を遵守し、不正が生じないように監視、調査等必要な措置をとらなくてはならない。

(役職員の禁止事項)

第12条 役職員は、次の各号に掲げることを行ってはならない。

- (1) 自ら法令等に違反する行為をすること。
- (2) 他の役職員等に対し、法令等に違反する行為を指示・教唆すること。
- (3) 他の役職員等の法令等に違反する行為を黙認すること。
- (4) 業務上知り得た秘密情報を漏洩すること。
- (5) 会員を主たる対象とした事業を会長の承認なく私的に行うこと。
- (6) 令和2年厚生労働省告示第5号に規定される「職場におけるパワーハラスメント」、「職場におけるセクシュアルハラスメント」、平成28年厚生労働省告示第312号に規定される「職場における育児休業等に関するハラスメント」、又は「職場における妊娠、出産等に関するハラスメント」相当の言動をとること。

(懲戒処分)

第13条 本会は、コンプライアンス等に違反する行為をした役職員を、本会に与える影響、損害等を判断した上で厳正に処分する。

2 役員解任処分の内容は、評議員会の決議によるものとする。

3 職員の処分の内容は、就業規則等に基づき懲戒処分に付するものとする。

(コンプライアンス遵守のための教育)

第14条 本会は、役職員等に対してコンプライアンスに関する正しい知識を付与し、意識の向上を図ることを目的として、日常的な意識啓発を行うとともに、必要に応じてコンプライアンスに関する研修を実施する。

2 研修への参加を命ぜられた役職員は、必ず受講しなければならない。

(不正発生時の原因究明、処分、再発防止策と公表)

第15条 コンプライアンス違反事案が発生した場合は、迅速に次の対応を行う。

(1) コンプライアンス違反事案について原因の究明に向けた分析・検討

(2) コンプライアンス違反関係者の厳格な処分の検討及び再発防止策の策定

(3) 原因究明に向けた分析及び検討結果並びに職員の処分及び再発防止策の公表

(その他)

第16条 この規程に定めるものの他に必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規定は、令和6年10月16日から施行する。